

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、令和 5 年 1 2 月 7 日付けの保護決定（変更）通知書により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分が違法又は不当であると主張する。

急に生活扶助費の分全額を返してくれという手紙が来た。

今すぐに返済はきびしい。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項により、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和 6 年 8 月 2 7 日	諮問
令和 6 年 1 2 月 1 8 日	審議（第 9 5 回第 3 部会）
令和 7 年 1 月 1 4 日	審議（第 9 6 回第 3 部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性と保護基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。これを踏まえ、保護費は、厚生労働大臣が定めた法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）に従って、要保護者各々について具体的に決定される。

(2) 職権による保護の変更

法25条2項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(3) 住宅扶助（家賃）

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・4・(1)・アは、保護基準別表第3・1の家賃等は居住する住居が借家であって家賃を必要とする場合に設定すること、同・イは、月の途中で保護廃止となった場合であって、日割計算による家賃の額を超えて家賃等を必要とするときは1か月分の家賃の基準額の範囲内で必要な額を認定して差し支えない旨を定める。

(4) 局長通知の位置付け

局長通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

以上のとおり、保護は、保護基準に従って行われ（1・(1)）、保護の変更が必要と認めた処分庁は職権をもって変更決定を行うこととなる（同・(2)）。住宅扶助については、局長通知において、保護基準の

家賃は、居住する住居が借家であって家賃を必要とする場合に設定すること、月の中で保護廃止となった場合は日割計算による家賃の額を支給する旨が定められている（１・(3)参照）。

本件処分は、請求人に対する保護が月の中途である令和５年１２月７日付けで廃止となるため、処分庁が、保護廃止月の保護費のうち、住宅扶助費について、請求人が入居していたシェルターの同月１日から６日までの家賃が１０，０００円（家賃月額５３，７００円の日割り、端数切捨て）であることを確認した上で、保護廃止月に請求人が必要とする家賃額を１０，０００円と認定して職権により変更したものであり、上記１の法令等の定めに則ってなされたものと認められる。

３ 請求人の主張についての検討

請求人は、第３のとおり、本件処分により生活扶助費の全額を今すぐ返済するのはきびしい旨を主張するが、本件処分における請求人に対する扶助額が法令等の定めに則ってなされたものと認められることは上記２のとおりであるから、請求人の主張は採用することができない。

４ 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

山田攝子、青木淳一、澄川洋子